

第4回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録

召集年月日	平成15年11月25日(火曜日) 午後3時~		
召集の場所	築館合同庁舎 2階 第5会議室		
出席者	氏名	職名	
	1番	石川 正 運	議会議員(築館町)
	2番	高橋 義 雄	" (若柳町)
	3番	千葉 伍 郎	" (栗駒町)
	4番	佐藤 幸 生	" (高清水町)
	5番	佐藤 重 美	" (一迫町)
	6番	佐々木 幸 男	" (瀬峰町)
	7番	菅 原 登	" (鶯沢町)
	8番	高橋 光 治	" (金成町)
	9番	遠 藤 實	" (志波姫町)
	10番	茂 泉 文 男	" (花山村)
	11番	長谷川 厚 子	学識経験委員(築館町)
	12番	三 浦 徹 也	" (若柳町)
	13番	佐藤 多恵子	" (栗駒町)
	14番	海老田 慶 子	" (高清水町)
	15番	白 鳥 文 雄	" (一迫町)
	16番	津 藤 國 男	" (瀬峰町)
	18番	後 藤 和 廣	" (金成町)
	19番	白 鳥 一 彦	" (志波姫町)
	20番	中 條 彦 登	" (花山村)
欠席者	17番	須 藤 茂	" (鶯沢町)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

第4回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

1 開 会 午後3時00分

千葉事務局次長 皆様、どうもご苦労さまでございます。

本日、欠席報告、鷺沢の須藤委員さんの方から承っております。

なお、まだ副委員長さん、それから、海老田委員さん、見えてございませんが、定足数に達しておりますので、ただ今から第4回議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催したいと思います。

2 挨拶

千葉事務局次長 開会に当たりまして、高橋委員長よりご挨拶を頂戴いたします。

高橋義雄委員長 どうもこんにちは。

第4回の議会議員の定数及び任期等検討小委員会、午後3時からということで開会をさせていただきました。皆さん方には、大変悪路のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

過去3回におきましては、いろいろと皆さん方から定数についてのご意見等々多くいただきました。当初の予定では、4回くらいで報告書をまとめたい、このようなお話を申し上げて、皆さん方のご了解を賜っておったところでもありますけれども、なかなかそうもいきませんで、1回くらい追加になるようなこと、確実にございましてですね、何とかまとめられるものであれば、もう1回、今日の他もう1回くらいでね、まとめ上げたいものだ、委員長としてはそのように思っているところでございますので、どうぞ各委員の皆さんの積極的なご発言と、何と言いますか、まとめに向かったの鋭意努力を皆さん方をお願いを申し上げたい、このように思う次第でございます。

今回のこの小委員会につきましてはですね、前回各委員の皆さん方から、今回の進め方についていろいろとご意見を賜りました。そんな中でですね、特にその、今回は本則定数、それから、定数特例、二つに絞ってのお話し合いをするということで、いろいろと各委員、各委員の皆さん方が、その数と、それから、その理由についてよく調査をいただいて、ご報告をいただく、ご発言をいただく、このような趣旨のことでの会議を持つということで前回申し合わせをした経緯がございますので、どうぞひとつその点につきましてもですね、十分ご配慮賜って会議を進めさせていただきますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

とにも、第4回目、ひとつ実のある議論にさせていただきたいと、このように思いますとお願い申し上げます。大変ご苦労さんでございます。

千葉事務局次長 ありがとうございました。

3 案 件

千葉事務局次長 それでは、3番目の案件に入る訳でございますけれども、この後の進行につきましては、小委員会規定により、委員長の方にお願ひしたいと思います。

なお、委員さんをお願いでございますが、ご発言の際にはですね、議事録を起こす関係上、町村名とお名前をお話いただきたいと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いいいたします。

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長 はい。

それではですね、まず最初にですね、案件に入る訳であります、花山の茂泉委員さんの方から「茂泉私案」というものを提案したいということで、皆さん方に資料のご配付を願いたいということで私の手元にいただきましたので、これを皆さん方にご配付を申し上げます。(「委員長、ちょっとよろしいですか」の声あり)

はい、どうぞ、佐々木さん。

佐々木幸男委員 瀬峰町の佐々木です。

今委員長の方から、今日の協議会については、本則と定数特例に絞って協議をしたいというふうなご発言があった訳であります、私どもは、私瀬峰町議会を代表して来ている訳でありますけれども、現在議員の任期についてはですね、定数については、任期及び定数については、ご案内のとおり三つの方法があるというふうなことで、これは認められている分であります。そういった中で、瀬峰は、在任特例をもってという発言をしている訳であります、今日はその二つに絞ってやるということでもありますから、当然三つの方法がある中で二つに絞ってやるということであれば、その理由をですね、やっぱり最終的に出していたかねばならないと私は思っておりますが、その点の取扱いについてはどういう理由付けですか。教えていただきたいと思います。

高橋義雄委員長 はい。今瀬峰の佐々木さんの方からお話がありました。

実は、前回、既に皆さんご承知のとおり、会議を閉める直前にですね、いろいろとその第4回の進め方についてのご議論をいただきました。この中でですね、最終的にはこのような文言で締めくくってございますので、私会議録をとって、自分で話したのがちょっとぼやけておりましたので会議録を見せてもらっていますが、その「意見の中には、少数意見ということのこの在任特例の分については棚上げをして、次回は棚上げをして、定数特例と本則定数の関係で議論をしてはいかがか」と、そのような話がありましたので、そのように、私、最後の委員長の発言としてこのように締めくくったつもりでございましたが、今この会議録を見ておりましたら、そのとおりに話しております。ここで千葉委員の方から話がありましたのは、「口でべらべらしゃべられてもなかなか理解しがたいので、できれば紙に書いて、資料として提出してもらって説明して欲しいんだ」と、そのような話もありましたので、そのことも一応、「一応」と言えば失礼ですけども、話をしましてですね、皆さん方のご了解をいただいて会議を閉めたという経過がございます。

でありますから、今日は、まず棚上げをしておきましてですね、本則定数と特例定数についてのご議論をいただくと、このようなことにしようということをお話を申し上げたという経緯でございますので、ご了解をいただきたいと、このように思います。(「よろしいですか」の声あり)

はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 この間の締めの部分ですね、今委員長言われたように、「在任特例については一時

棚上げにしておく」というふうな発言の中で閉めたというふうな記憶は私もあるんです。それは確かにそのとおりだというふうに思っておるんですが、棚上げをするということであれば、いつまでも棚上げする訳にはいかない訳でありますから、当然棚からおろして議論の場にするというのも大事だろうというふうに思うんですが、その辺は確認でありますけれども、こうありたいというふうなことでありますか。

高橋義雄委員長 はい。まあ、今そのようなご意見を突然いただきましたのでですね、私は、「次回は」ということで申し上げた経緯があるんで、棚上げということは、さまざまな議論がありましてね、記憶の中には、金成の高橋議員さんからは、「少数意見も慎重に対処していかなければならないだろう」といったようなお話もありました、「それを切って捨てるというようなことはやめろ」ということでありましたので、そのようにですね、「棚上げ」という言葉も確かに、私からでなく、どなたかの提案としてありましたので、そのようにお話を申し上げたという経緯でございまして、その棚上げするという理由はですね、本則あるいは特例定数を議論していく中で、さまざまな議論もあるだろうと。そんな中で、その在任特例という部分の話も全くなしにしての話ではないというような話のために棚上げをしておくと、そういう意味に私は解釈しましたので、そのように申し上げたつもりでございましたので、どうぞ議論の中での部分はよろしいと思いますので、どうぞ活発なご意見をどうぞいただきたいと思いますが、できれば、前回申し合わせいたしましたように、定数、本則でまず議論をしていたいただきたいものと委員長としては思っております。よろしいですか。（「はい」の声あり）

はい、三浦委員さん。

三浦徹也委員 若柳の三浦です。

この前のお話は、今委員長さんがお話ししたとおりですが、一番この前の会議の終わりの方で、長谷川委員から、瀬峰の議員代表の方に、要望ですか、質問ですか、議会代表でおいでになっているんで、お帰りになって、議会の特別委員会かなんか、組織は中の方分かりませんが、この小委員会の大勢の意見というものを十分、この代表されている佐々木委員さんの方から十分小委員会の雰囲気の説明できないのかというご意見があったはずだと思うんですが、そのことについては、何か議会にお帰りになってお話し合いになった経過みたいなものはあるんでしょうか。（「私さ質問ですか」の声あり）はい。

高橋義雄委員長 はい、今の三浦委員に対する答弁。（「はい、委員長」の声あり）佐々木さん。

佐々木幸男委員 当然ですね、この小委員会でここで議論なされている分については、毎回私ども瀬峰町の町村合併の関係の特別委員会に報告をして、皆さん方のご意見は当然仰いでおります。そういうことの中で私発言している訳でありまして、私個人的な問題でなくですね、私も15人の議員を背負ってきている訳でありますから、私を除いて15人を背負ってきている訳でありますから、間違いないようにしていただきたいと思います。

高橋義雄委員長 それで答弁ですか。（「はい、よろしいです」の声あり）はい。

それではですね、まさに今三浦委員からお話しされたことにつきましては、前回長谷川委員からそのようなご発言がありましてですね、私もこの会議録を確認いたしております。

ですが、今入り口でですね、会議に入る冒頭からこのような話ですと、なかなか本題に入っていけませんので、どうぞ先ほど申し上げましたように、前回お約束いたしましたようにですね、本則、そ

して、特例定数にまず話を進めてまいりたい、そのことについての議論をね、進めてまいりたいと思いますので、こちらからご指名申し上げませんが、どなたからでも結構ですから、ご発言をいただきたいと、このように思います。

まず最初に、資料提出いただいております花山の茂泉さんからご意見を伺います。

茂泉文男委員 はい、花山の茂泉です。

皆さん方の手元に配付しました私のつたない参考資料と言いますか、検討資料でございます。

で、三つの選択肢があるんですね。本則でいくか、定数特例でいくか、在任特例でいくかという。今日は本則と、それから、定数特例ということでございますが、そこから説明したいと思います。

まず1番目の、特例法を適用しないという一つの原則論ですか、本則でいきますと、上限が30名ということでございます。で、そこです、いろいろ論議の中で、経費の削減が第一目標である合併協議会であるならば、30名でも多いのではないかと、私はそう思っています。20名でも一向差し支えないのではないかと。例えば、仙台市とは比べ物になりませんがね、仙台市が何十名だと。それからすると、栗原郡は、人口割りすると四、五名で足りるというような、そんな論法も出る訳です。これは無謀です。むちゃな話です。そこからすると20名で十分でないかというふうに私は思います。参考的に報酬額を計算したんですが、類似市と言いますか、人口同程度の報酬ということで44万をしまして、これ、2年間ということの積算でございます。で、こういうふうになってございます。30人の場合、参考のために括弧書きで書いております。

それから、定数特例の場合、これ、大ざっぱな分け方でございます。全くこれ、私なりの案でございますが、これ程度の頭しかないもんですから、こんなことしか書けません。

で、あのですね、最低限2名は欲しいというのは、弱小町村の考え方でないかと私は思っております。で、いろんな今まで検討してきた中で、新市において検討、新市において調整、これなどは、議員いなくなる町村もあるということになれば、非常に住民の不安感が大きいということです。それでもまあ、皆さん方の話聞きますと、「最低限1人ぐらいは」という雰囲気はございますが、1人というのは、非常にこう、何て言いますか、誰とも相談しようがないということで不安じゃないかなという。事実村民の方々からそういう話も出ました。「1人だけだったら1人も要らねえんでねえか。かえって20名でいけ」というような意見、非常に多かったんです。それで、私はこういうふうに語っています。

で、仮にですね、30名から60名ということでございますので、定数特例は、中間をとって45名ぐらいにしたらばどうなるかということで、全く大ざっぱな案分でございますが、最低限2名という案でございます。そうしますと、これ、合計38名になります。5,000人以上1万人以下は4名、また、1万人以上は6名ということにしますと、38名になります。

そこで、45名とするならば、若干のまだ余裕があるということで、これをさらに人口割りで案分するとどのようになりますかということでの案でございます。

ちなみに、新市の議員報酬40万ぐらいにしたらばこんなことかなということでございます。

在任特例は、これは後でまた棚からおろすということでございますので、これには書いておりません。

以上です。

高橋義雄委員長 他に。(「質問したい」の声あり)はい、今の説明に対する質問ですね。(「はい」の声あり)はい、千葉伍郎委員。

千葉伍郎委員 あのですね、花山さんがどのように考えるかは、まずこれは自由で、たたき台というもんですからいいんですが、この2名の根拠、私たちの議会でも大分議論になりまして、少なくとも一つは、30名というのはたまたま法律で認められている上限であります本則。これはやっぱりいろんな議論をする場合には、全国的なデータを求めて、必ず、先ほど言ったように、必ずしも30にこだわる必要はない。24だって26だって20だってやれる。

しかし、それは、データをきちっとあった中でね、説得力のある中身じゃないと、これはもう足りない。

それから、もう一つは、うちの方の議会の中で議論するのは、「別に大きいから云々っていうんでなくて、対等合併だべ」と、「対等合併というのはどういうことなんだ」ということになって、小規模町村に対して大きいところは譲れとか譲れないとかという中身は、例えば、一つの選挙区の場合は、対等合併ですから、前にも例も話ししたように、うちのような場合には文字だって、地域的には1人もとれてこなくちゃならねえような票しかないんだけど、現実には3人とれているとかね、こういう事例はある訳ですよ。だから、花山で、1,300人しかいねえから1名もとれねえんだっつう発想はね、とるべきでねえでねえかという議論が私の方にありました。

そうしますとね、これは自分の手前味噌でいいですから、2名を根拠にしてやっていきますとね、余りにも格差が出てくるんですよ。1人当たりの格差が。この間私示したんだけどね、それでもね、2倍以上超えちゃうんですよ。そうすると、本当にね、10ヶ町村の議員さんが「対等」って最初に確認をしたんだけど、対等がどこさ入ってしまうんだということなどはね、この素案を出す時に議論をされないんだろうかと。それと、「特例法は20だっていいんでねえか」という話が出たんだけど、その20のね、根拠もちゃんとしてもらわないとね、「いやあ、この小委員会の中で20も出たと。花山からだ、特に」ということになるとね、20の場合は、どういう選挙区方法。今までの議論と違って、1選挙区で20でやるということになると、今まで主張してきた「小規模町村にも配慮して欲しいんだ」という論理が大きく崩れてしまう訳ですよ。茂泉さんの方は、議会の議員としてここにいらっしゃると思うんだけど、それは、今言ったように、場合によっては1選挙区20の定数でもいいんだというふうに捉えていいのかな。(「そうです」の声あり)ですから、今聞くんですけれど、それと、今言ったように、定数特例とね、2名というやつはさ、矛盾しねえかと思うんですよ、これ。対等合併と書いてある。これ、一体どのように理解をすればいいのかな。私はもっと切実に訴えられると思ったんですよ、本当は。(「委員長」の声あり)

高橋義雄委員長 はい、どうぞ。

菅原 登委員 鶯沢の菅原です。

まず、定数の問題についてはしゃ、この後にしても、まず、その三つの選択肢の中からどれを選ぶかが、先ほど委員長の話されたとおり、これが決まらないうちね、定数が何人が言ったってしゃ、それにするか分からないでしょう。ですから、委員長冒頭の挨拶で申し上げましたとおり、三つの選択肢のうちどれを、まず、まずね、皆さんのご意見が一致するかどうかは分かりませんが、それを決めないことには定数の問題はなかなか出てこないと思うので、先に三つの選択肢の中からどれ

かをまずまとめ上げていただいた上で定数にかかっていたきたいと、私はそう思います。

高橋義雄委員長 そのとおりでありますけれど、なかなかまとまらないであります。

あの、ちょっとお待ち下さいね。今千葉さんが質問なさった訳ですが、一々このようにやっていきますと、なかなかね、話が進まないような感じもします。ですから、疑問点があるとすれば、後ほどということに、今の場合、忘れていくかも分かりませんからご答弁をいただきますけれども、次の方からはご意見を伺ってまいります。そして、その後に、さまざまなフリーな形でご意見をいただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。(「いや、三つともなの、まだ」の声あり) いやいや、意見のある方にいただきます。ない方にはいただきません。はい。

はい、じゃあ、いいですか。今の千葉さんに対する答弁、いただけますか。

茂泉文男委員 いや、いいですよ。

高橋義雄委員長 いい。

茂泉文男委員 これはね、我が議会と相談して作ったのでなくて、全く私の私案ですから。

高橋義雄委員長 私案ね。いいの。答弁しなくていいの。今説明しただけということにさせていただきます、ね。(「はい」の声あり)

次に、ご意見のある方。(「はい」の声あり) はい、石川さん。

石川正運委員 築館の石川でございます。

会議の持ち方なんですけど、やはり、ただ今菅原さんの方からも話ありましたように、冒頭の、いわゆる瀬峰の佐々木さんがね、前回にも「在任特例はなぜだめなんだ」と、こういうことがあったんですよ。この説明ないままに閉会みたいな形になったと思いますけれども、やはり一つ一つ絞りがね、先ほど、棚に上げたのいつおろすかという話なんですけど、全体の中ではもう在任特例の話は出てこないと思うんですよ。だから、やはり一つ一つをね、前回も私言いましたように、「潰す」という言い方は失礼なんですけど、この在任特例、まずもってこの議論をした後において、そして、定数特例なのか本則なのか、進め方の中でね、そうやっていかないと、また出てきたから、「ほんじゃ、在任特例の議論だ」とかというんではなかなかね、進まないと思うんで、まず、本則……、本則じゃない、在任特例の、瀬峰の佐々木さんから前回ありました「なぜそれがだめなんですか」という問いがあったんですよ。そのことを踏まえて議論してね、「だから在任特例は、じゃあ、なしにして、定数特例、本則の議論しませんか」と、こう整理していかないと進まないと思うんで、その辺一回戻して、「戻す」と言いますか、(「棚から」の声あり) 棚からおろしてやったらどうかなと思います。

高橋義雄委員長 そうなってくると、前回話したことが、前回の、今回の第4回目にこういう会議しますってお約束したことがまた崩れてくる訳なんですけど、今こういうご意見が出ましたけれど、どうしますか、皆さん。あのね、前回そのようにしようと思ったんですけど、「棚上げしろ」と。こういう話になりまして、またもとさ戻る訳ですね。ですから、今回一つずつ絞っていくんだということの考え方で進めるのか、また戻ってね、そのことなんですよ。(「いや、ちょっと」の声あり)

はい。

千葉伍郎委員 進め方ですが、今日4回目の会議ですね。で、瀬峰の佐々木さんの方にも申し上げておきたいんですが、この10月の24日に開催をした各議会代表あるいは地域学経の代表者の集約したものがありません。その上に立って瀬峰さんの方ですね、議論して、した結果、「何ぼしても

ね、在任特例を認められねければだめだ」ということの主張がですね、あってね、今のよう話になるのか、いや、「ならばそうしたい」という気持ちなのかね、そこが、比重の関係がいかがなものかと。そうでないと、「もうとにかく在任特例の話しない限りは瀬峰町さ持ち帰られません」という強固なものなのか、「話し合いの経過によっては柔軟な対応ができます」という状況なのか、その辺ちょっと聞かせて下さい。(「はい」の声あり)

高橋義雄委員長 はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 今栗駒の千葉さんの方から、瀬峰町議会では在任特例でなきゃだめなのかというふうなご発言でありますけれども、私の方ではそういう訳ではないんです。ただ、議会の集約としてですね、私が代表してこの場で発言している訳でありますから、当然どういう理由でだめなのか。ただ多数決でやるのであれば、私は、最初からこの多数決という問題は、「この小委員会で多数決の論理を振りかざしてやると大変なことになりますよ」というふうなことで、当然委員長も「多数決ではいきません」と、「少数意見も踏まえて行います」というふうな発言も意見もいただいている訳でありますから、だめであればだめな理由をこの小委員会としてですね、提案していただければ、私はそれで結構だろうというふうに思っております。

そういった中で、当然民主主義でございますから、多数あるいは少々無理してもこの栗原の合併についてはですね、多数より少数が上回る場合も当然出てくる訳でありますけれども、そういったものをですね、議会の方ではうちの方の議員さん方も十分認識しておりますので、この私ども在任特例をぎりぎり通すということではない訳でありますから、その点は間違いのないように。

高橋義雄委員長 はい。

千葉伍郎委員 あの、何でだめなのだというやつをね、誰が答弁するんだか分かりません。この小委員会は答弁者がいないんですよ、正直なところ。執行者が答弁する中身ではないんですよ。ここで合意形成を得ながらやる特殊な会議なんですよ、これはね。したがってね、先ほどから言ったように、10月の24日の集約したね、各委員の発言概要を瀬峰の皆さん方に、議員の皆さん方に提示をしてですね、その在任特例で丸になっているのは瀬峰だけなんですよ。その時に、会議に参加をしている佐々木さん自身がね、どういう会議の雰囲気なのかということやね、ある意味では説得しなくちゃいけない時もあるし、ある時には共鳴をする場合もあると思いますけれども、その辺はね、会議の進め方として、こちらを持ってきて、「なぜだめなのか」という問い方をするとですね、誰が一体答弁するのかなというふうに私自身は思っているんですよ。(「ちょっとよろしいですか」の声あり)

高橋義雄委員長 はい、どうぞ、佐々木さん。

佐々木幸男委員 あのですね、この小委員会というのは、その議員の定数と任期を検討する小委員会なんですよ。(「そうです」の声あり) 合併協議会の諮問機関なんですよ。当然調整をしながらこの協議会の方に答申をする訳でありますから、必ず最終的には一つしか決まんない訳ですよ。本則になりますか、あるいは二つ併用で当然答申する場合がありますけれども、ただ、その在任特例を棚上げするというのであれば、当然「少数意見としてありました」というふうな報告は当然するんだろうというふうに思いますけれども、どういう理由でだめなのだから、その理由は当然協議会の方に私は報告をする責任があるんだろうというふうに思います。その報告する理由を私どもは示していただければ別に結構だという。

高橋義雄委員長　その件につきましてはですね、最終的に答申をする際に、その理由を付してね、この小委員会でまとめ上げていくと。なぜ、例えばね、在任特例を採用する、本則定数を採用……、「在任」じゃない、定数特例を採用するんだ、あるいはまた、本則定数を採用するんだという場合に、その理由付けは当然出てくるはずですよ。理由付けをしてね、協議会の方に報告しなければならないはずでありますから、今ここでね、そっからだめなんだと、今すぐ理由付けて言いますけれども、なかなか最終的な段階で出てきていいのではないのでしょうか、これは。最後の報告の時に、「これこれしかじかのために本則定数を採用するんだ」と、そういったような形の報告ということになるのではないのでしょうか。それをね、前回長谷川さんから奇しくも言われたことがあるのですが、やっぱりこの雰囲気です、やっぱり各議会から選出されてきている方々は、いろんな話し合いがなされているので、我々が主張しているこれこれこれこれについては、おおむねこういう理由付けで、まあだめなようだということは肌で感じられると思うんで、そのことはやっぱり議会で説明する、帰って、そちらの方に帰って説明するということが大切なんではないでしょうか。だと私は思うんです。

あのね、そうでないとね、ここで、今千葉さんが言うようにね、答弁する人いないですよ。委員長が、小委員長が答弁する訳でも副委員長が答弁する訳でもなくて、皆さんで意見をまとめていくという会議ですから、そのことをよくね、改めて理解をしていただいて、進めたいと思うんですが。

そうでないとね、なかなか、なかなか話が前に行かないと。ですから、私は、棚上げしたものをすぐおろすんじゃなくて、定数特例の分と本則定数の分、これこれしかじかで定数は特例を採用する方については、定数は何ぼで、具体的に何ぼで、どのような理由でこうなったのかと、そういったようなことをご発言をいただきたいというのは前回申し上げて今回に来た訳ですから、そのことをね、これは本則の方でも結構ですよ。本則の方だって、なぜ本則でこうなのかということの説明して意見を出していただくと。それを今度まとめ上げていくというのが、この会議の進め方としてはいいのではないかと思った訳です。そんなことで、前回あのような締め方をさせていただいたと、こういうことです。

ですから、「なんでだめなのや」ってここで今言われてもね、いろんなこと言われて、ある中で大体集約はされている、「集約」って、意見は出尽くしているはずですから、この部分については。それを一つ一つだめな理由を拾い上げればすぐ出てくるはずですよ。ですから、ここでね、まとめて「それがなぜだめなのや。そいつを瀬峰さ行って報告しねえなんね」なんて言われると、ちょっと会議の進め方としてはいずいなと。（「委員長」の声あり）

はい、遠藤さん。

遠藤　実委員　志波姫の遠藤です。

瀬峰町さんの考え方については、前回この20人の一応意見を聞いた結果、在任特例というのはお一人だと私はですよ。あとはよくあれだけでも、お一人だったんです。したがって、前回発言したのは、「在任特例は、やはり物理的にも152名という数字からいって、新しい市になっても議会運営というの、これは大変だろう」と。今たまたまこの20人中で瀬峰町さんだけが在任特例を考えて欲しいという意見だったと私は理解した訳っしや。したがって、申し訳なかったけれども、その在任特例はこっちへ置いて、いや、在任特例が悪い訳ではないんだから、いずれ三つは特別の法律で認められて、ただ、どれを採用するかというのは、この委員会での意見交換して、協議会に答申すると。

いずれ登米でも、各町村の小委員会は最終的には意見調整は非常に難しいので、結局「会長さ任せっから」って答申したような新聞記事も見ましたが、いずれこの問題は非常に難しいところです。そして、やっぱり自分の意見を言えば、どこまで行ったって、これ、調整はつかないし、だから、やっぱりどこでその調整をするかとなると、在任特例の152人は、まあ2年間は別としても、1年、10ヶ月、9ヶ月、せっかく特例で延ばしますよというそういう案は、ちょっと今の、何て言いますか、一番最初に出た資料の中にもありますけれども、住民感情としても受け入れられないし、新聞報道もそういうふうな、何て言いますか、扇動するような報道にも我々は受けとめているんですけども、それは別として、そういう情勢であるので、このメンバーも大多数は一応在任特例はこっちに置きましようという集約した私の大まかな見方で、前回そういうふうな私発言した記憶がございます。したがって、やっぱり、本当にやるんだったら、最初から在任特例を一つ議題としてね、これをどう考えるかというみんなの意見で、やっぱり最後には、「これはなかなか難しいな」となれば、あとはこっちカットする、そういうやり方の方がね、効率的だなと。棚上げしてしまうと、棚からおろす時期がある訳じゃない。そうすると、こっち二つで議論していて、また棚からおろすと、またこれは元に戻ってしまうような格好になってしまうし、本当に一つ一つこう、まず在任特例から今日は議論して、そのことを今後検討するのかもしれないのか決めて、結局、検討するんだったらそれはいいですし、あとは、大体の意見は、このことは別にべたっということにもおろして、今後残った二つという進めの方がより効率的ではないのかなと、私はそう思いましたけれども。（「あのですね、もう一回意見」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 あのですね、先ほど委員長の方からこう言われたんですが、私は、多数に沿わないという訳でないんです。多数には当然沿いたいというふうに思っております。

ただ、その三つの方法がありますから、ただ棚上げして、少数意見だから議論もしないということでも棚上げしておくということ自体が私はおかしいのかなと。最終的に瀬峰で、瀬峰ただ1ヶ所であってもですね、そういう意見が出た訳ですから、どういうことでそのものがだめになったかというのは、当然最終的には一つになる訳ですから、当然理由を付けてやらなきゃならないと。棚上げして、少数意見だからそれでいいのだということでは私はないんだろうというふうに。あとは多数に沿いたいと思います。

高橋義雄委員長 あのね、皆さん方のご意見でしたから棚上げにしたという経過があります。私としては棚上げはしたくなかったんですけども、そういうご意見がありましたので、議論の中でその在任特例の話も出るかもしれないからといったようなニュアンスのもので棚上げだったはずでして、ですから、今回は定数特例と本則定数に絞ってまず議論をしよう、そのような話でした。ね。（「よろしいです」の声あり）はい。ですから、そのこともご理解をいただきたいと思います。何も前回言ったことを無理無理そのままではなくてはなんねって何にもないんです。皆さんの意見が「それでいい」ということであれば、皆さんが言われたとおりに進めてまいりますけれども、いつまでも入り口の議論のような感じがしますのでね、本当に、どなたかおっしゃったように、どれか一本に絞れば簡単な話ですけども、なかなか、どうやって絞るのかという話がなかなかね、出てこないんで、まず、在任...、ここで見ますとね、本則定数主張なさる方が11人です。それから、定数特例を主張される方が8人だね。あと、在任特例というのが1人なんです。そういう形の中で、どのように絞っていく

のかという。多数決をとるのも、これは相ならんよと、そういうふうな話ですし、当然その意見調整をしていかなければならないと、こういうことですから、まあ、皆さんの方でどうぞお話し合いになって、どちらにするのか決めていただければ一番いいのですから、どうぞお話し合いをどんどんやっていただきたいと思います。あと20分もしたら休憩しますから。(「あの」の声あり) はいはい、どうぞ。

石川正運委員 築館の石川です。

今こういう議論している中でね、瀬峰の佐々木さんが今それで理解したということですよ。だとすれば、在任特例の棚上げも、棚からおろすこともなくなった。一つのことになりましたんで、あとはこの二つの中で、定数特例と本則の中で議論していけばいいと思いますので、ようやく委員長が先ほどから言いました協議予定がこれから始まるんだと思います。

高橋義雄委員長 そのように解釈してよろしいですか。

佐々木幸男委員 鼻先っから...そういうけれどもさ。

高橋義雄委員長 いや、いいですか。

石川正運委員 議論として。

高橋義雄委員長 はい、長谷川さん。

長谷川厚子委員 築館の長谷川と申します。

前回からこのようなことでお話進めているんですけど、いつまでたってもこれは決まなくなると思いますので、今瀬峰の佐々木さんが言ったとおりですね、こちらで決めてこうなりましたということを経済に意見として言っていただければ、議会の方で特別委員会の中にご了解をいただけるという、このようなお話を聞きました。やっぱり小委員会で決まれば、じゃあ、納得して下さるのかなというご意見だと思うんですけども、そのような状態で決めていけないんでしょうか。

高橋義雄委員長 はい、佐々木さん。

佐々木幸男委員 あのですね、私先ほど申し上げたように、この小委員会でどの方向に決まってもですね、当然その私ども議会としては「それは反対である」というようなことにならないと思います。当然「受け入れる」というふうになるとは思いますけれども、ただ、現在として三つの方法がありますから、当然そのうち一つしか採用にならない訳でありますから、あとの二つについては当然その理由を付けながらですね、その問題はまたこのような回答ではだめなんだというふうなことでありますから、その理由だけ後で明記していただければ、それで結構だと私は思っています。

高橋義雄委員長 ああ、そうですか。

それではですね、今佐々木さんの方から今お聞き及びのとおりのお話がありました。最終的に在任特例を主張されている方がお一人でございますのでですね、どうですか、それでは、棚上げとか棚下げとかということではなくて、在任特例、この小委員会では在任特例は認めないのだと、そのような、はっきり申し上げましてね、いいですか、今佐々木さん、そのような趣旨のね、受け入れるというような話しましたから、それで、今度、在任特例はなしで議論、これはまず棚上げも棚下げもしないで、もうなくなったということの形で進めてよろしいですか。

佐々木幸男委員 あのですね.....。私言っているのは違うんです。少数意見だからって、ただ少数意見だから切り捨てるって、そういう話はね。

高橋義雄委員長 はいはい、いや、だから、その理由は付けますよ。理由は付けますけれども。

佐々木幸男委員 だから、ただだめだではないですから。

高橋義雄委員長 だから、理由はもちろん……

佐々木幸男委員 棚上げしてもよろしいですが、最終的におろしてきて、なぜだめなのだから、その理由だけ付けてもらえば私は結構だと思います。

高橋義雄委員長 はい、はい、分かりました。分かりました。

それでは……（「そいつ、ちゃんと書いて下さいね。」の声あり）

佐々木幸男委員 それはこの委員会で決めればいい話ですから。

高橋義雄委員長 そのように、この委員会で理由付けをはっきりします。そのことで、本来今日のお約束しました議論に入っていきたいと、このように思います。

それではですね、本則定数、定数特例、両方についての各委員からのご意見、ある方については伺います。（「はい、もう一回」の声あり）はい、千葉伍郎さん。

千葉伍郎委員 栗駒の千葉ですが、まずですね、今までの会議の流れから言いますと、小規模町村にも配慮をするべきではないのかという声なき声などもありまして、それなりの資料を含めてこう作ってきてみた訳です。で、私たちの議会の流れについては先ほども申し上げましたが、半数以上の皆さん方は、「本則選挙を1選挙区でやれ」と、こういう声も現実にある訳であります。

しかし、会議の流れに、会議に入ってみまして、小規模町村に多少の配慮をしていかなければならないのではないのかなという私なりの気持ちもありまして、そういう資料をこう作って来た訳です。前回までは、原則、本則30をたたき台にして、そして、小規模町村、大変失礼な言葉ですが、一番小規模町村である花山を議席を一つ、最低1名10町村に与えて、残りの20を有権者割りで割り振りますと、先ほどから言っているように2倍以上の格差が出てきますと。この2倍以上の格差というのは、最高裁での判例等や、今回の特例で認めれば、それは最高裁の判例云々というやつは適用にはならないとは思いますが、その問題が現実の問題としてあるということなどをお話ししますと、それでは、2倍を超えない範囲で、どこまでだったら妥協ができるのかなという形で試算をしてみますと、1.5倍以内に抑えるということをお前提にしますと、38なくちゃならないんですね。38。この24日の意見徴集をしますと、議会10ヶ町村のうち3ヶ町村が本則選挙を、築館、栗駒、若柳を中心にして本則選挙を主張されております。

逆に、今度は、住民、学経側の皆さん方からいえば、10人のうち3分の2は逆に本則選挙を主張されている訳ですね。

この間をどうやって埋めるかというのが、私は、今回のこの大事業の別れ道だと思っているんです。ここで登米郡のように組み合ってしまうと、なかなか組み手がほどこけないという状況になれば、私は小規模町村にも配慮をし、多少の大規模町村の一つ、二つの議席の状況はあったにしても、住民代表の3分の2の皆さんが、「本則30でいけ」という人たちも含めて、30プラス8の形で落ち着くのであれば、1.5以内でおさまる可能性が十分あります。これ、今資料を事務局に渡しておりますが、こういう形ででもですね、戻すのか、あるいは、対等合併だから、先ほど言ったように「そんなこと関係ねえ。本則30」。この本則30もある意味では、学経の皆さんに聞きたいんですが、これだって30っていう根拠が何もないですね。ただ法律で「本則は30まで、上限ですよ」という認められた

から30の話するだけで、例えば、古川市なんかの場合は24ですか、今。こういう規模数だから24にすべきだとか28にすべきだとか30にすべきだという理論武装をされてくるんならば、私はそれなりの説得力を持つもんだと思いますが、ただ「経費削減だ」「30だ」ということを何回叫んでもですね、私は、妥協点というのは見出せないんでないのかということと、あとは、先ほど言ったように、議員の仲間の皆さんの約7町村が「原則ないし定数特例を適用して配慮してくれねえか」という声なども言われれば、まあ花山を1にした場合は、数字的にいけば50人いなくてねえ、定数特例は。しかし、そうは言っても、住民、学経の皆さん方の理解が得られないとするならば、私は、先ほど言ったように1.5倍を限度にして、こういう数字を、今数字を出しますが、こういう形で学経の皆さんも含めて合意形成ができないのかなというのが私の一つの考え方です。

したがって、それでもだめだと言われれば、裏を返せばそのまま本則30の選挙区一つ、これを主張せざるを得なくなってくるので、今私は、小規模町村に対してもやっぱり配慮をした、落ち着くところを落ち着くところ学経の皆さんも含めて合意形成が得られないのかなという気持ちで今資料を渡しますから、どうぞ見ながら議論していただきたい。

高橋義雄委員長　じゃあ、それを早く。(「休憩してから資料出すべきだね」「他にある人も出させたら」の声あり)休憩いたしますが、今資料持っている方、出して下さい、そしたら。一緒に配付しますので。どこだか書いてけらいんよ。どこの方だか分かんないけれども。(「こいつ書いてねえ俺の。書いてける」の声あり)大きなのが栗駒です。

それでは、休憩します。

午後3時50分　休憩

午後4時05分　再開

高橋義雄委員長　それでは、会議を再開します。

最初にですね、資料提出をいただきましたので、1番目、栗駒の千葉委員、この資料について説明して下さい。できるだけ簡単にね。

千葉伍郎委員　はい。

何回もお話をしているから耳にたこよったと思うんですが、ここに書きましたように、原則定数30とした場合に、各町村に、その小規模町村のことも配慮しまして、1名を配置をし、残りの20を有権者数で案分算出した場合の数であります。これは、左側の方の数字の7で申し上げますように、既にご案内のとおり若柳、栗駒が、若柳の2.1、栗駒の2.0、それから、高いのは築館の1.8ということで、議員1人当たりの町村格差が生じて、一部有権者からの異議申し立てが想定をされるというのが一つの問題であります。

二つ目には、問題点として、若柳、栗駒の議員1人の格差が、花山と比べて2倍以上の高い数字をしていると。そうすると、この是正が当然求められるのではないかと。

それから、三つ目は、合併後の1回は各町村単位の選挙としてはどうかというのが一つです。二つ目には、この2倍以上の格差を生じていることを是正するために、原則30といたしますが、町村格差を1.5倍以内に収めた場合にどうなるのかと申し上げますと、数字が入っておりません。まあ

なっています。項目の　になっておりますが、こういう定数になりまして、1の、花山を1とした場合の倍率が、一番高いところで、志波姫の1.467ということになりまして、定数をそれなり

に案分をいたしますと、 にありますように、築館の7、若柳の6、栗駒の6、以下、総体で38となります。その下は、この間あらかじめご説明を申し上げましたが、花山の1を基準にいたしますと、平均でまいりますと50の議員定数が定数特例で必要になってくるということで、私は、ここに書きましたように、原則の30以内を踏まえつつ、各町村の格差を1.5以内に保つとするならば、29プラス9となり、総数38の定数特例となるのではないかと。したがって、二つ目は、合併後1回は、この数で各町村単位を選挙区とすると、こういう。できれば、原則30ということをしきりと確認しながらも、定数特例の一部を取り入れて38、これが一つの妥協点としてはどうなのかなということでご提案を申し上げますので、ご審議をいただきたいと思っております。

高橋義雄委員長 はい。

次に、次の資料説明。金成町の高橋さん。

高橋光治委員 私は不調法ですので、手書きでお願いをします。

ここに掲げた表はですね、これまで議論してきた、ただ今千葉さんが申しあげましたように、平成15年9月の有権者数が6万9,176、これ、もう新聞で既に出ていますので、これを使わせていただきました。郡の有権者、この6万9,000の何がしを花山の有権者で割りますと、先ほど来から言いますように、49.8というふうになるようです。

で、上の丸四つをお話をしますが、議員を5分の1議会という考え方をすると、本則定数であります。これは、30という捉え方だと思います。これは、152人を5分の1の議会に今度はいしていくんだよという考え方です。そうしますと、じゃあ、49の花山を1にした例でいくとですね、50.6になる、3分の1議会になる訳です。議員数が今ですね。で、150人を、じゃあ、4分の1で割ると38だよと。この辺はですね、私から言わせれば、上限30というのから1けたのプラス単位は、ある意味では今回の定数特例の範囲ではないのかなという一つの捉え方を持っているということでございます。

次に、表のことですが、議員の定数を見ていただくと、152人、以下のようになっていると思えます。瀬峰町と高清水14人でよろしいですか。ですよね。ですよね。(「はい」の声あり)で、これを花山をベースにして割った数は、既に千葉さんから出ているように、花山の1から築館の9.23までです。

私の考え方は、これらはですね、議会の議員という捉え方をしてございます。10町村。1,389人に有権者しかない花山でも10人の議員が現に存在をしていますということです。それを、4分の1という捉え方をしていきますと、定数の4分の1は以下ようになります。築館4.5以下ずっと来まして、瀬峰町が4ですね、16ですから。そして、花山さんが2.5と。これをですね、以下のように割っていくと、一つには、志波姫町と瀬峰町の格差が出てきます。これは、いろいろなことありまして、定数の場合には上限あたりしますから、人口の比率で、有権者の比率でいくと6,111です。それから、人口の比率もこっちにはとってございます。この資料にはありません。出してませんけれども、とってますけれども、それらは志波姫の方が多いということで、実際問題としては、以下のような、築館、若柳、栗駒が5……、ああ、違いました。これらをですね、基本的に、下の方に説明を移らせていただきます。152の4分の1は38になるんです。それで、私の考え方は、それでは、対等合併をするこの10町村がお互いに譲り合うためにはどうしたらいいかと。一つには、より

どころというのは、定数の30があります。そしたら、対等合併なんだから30を10町村で分けよう。これが定数3の考え方です。定数3で、これを30で規模にすると。それでよしというふうになればちよんです。

ただし、これ、いっぱい人口があるところは多分「だめだ」と言うだろうという想定をいきますと、じゃあ、どれだけだめなのかと。こういうことが、30人にどれだけプラスするかという考え方です。そうすると、これを、上限が60だということになりますから、どこでおさえるかが定数特例だという考え方をしますとですね、1票の格差である志波姫町の4.39の町村以上のところに配分するのがいいだろうという考え方です。そして、1万人台の3町のプラス2.6, 000人台の3町にプラス1で調整をすることによって、計は39となります。これらにつきましては、私は、そういう意味では、大きな町村が人口の少ない町村、対等合併ということで、議員が10名いる訳ですから、花山の1,389のところにも。そういうところを配慮するならば、1回に限って、10町村の小選挙区でやるべきだ。また、補選についてはですね、定数を1にしますと、欠員するとすぐ補選しなきゃなりません。3ですと、8分の1だと思いますが、あります。そうしますとね、衆議院その他のように年1回、どこかの10町村で欠けた部分をやることのできる。その間は減でやれると、2でやれると。これが、3、1回になくなれば、そこで補欠選挙単独でされることが出来ますけれども、そういう捉え方をするとですね、補選は年1回と。そうすると、4年は補選を覚悟でまずやると。欠員があった時には、10月か11月、どこでもいいんですが、1回やるよと、こういう捉え方をしてですね、考えていくことが私は大切だなと。

それから、今回の1票の格差というものを、私は、公職選挙法の施行令9条、今回の場合は人口に比して定数をしなくてもいいんだということですから、私の考え方はですね、1,389の花山にもどんと議員をプラスしてやるという、そういう案でございます。

以上。

高橋義雄委員長 はい。

次、遠藤さん。志波姫の遠藤さん。

遠藤 實委員 はい。志波姫町の遠藤です。

コピーの仕方が、申し訳ございません。ナンバー3が一番上にくる訳ですけど、並べ方の部分。

それで、今千葉さん、高橋さんの考え方も一部入っておりますけれども、ナンバー3の方を見ていただきます。

議員定数と議員報酬に関する中でも報酬をいってみました。

で、有権者数は、今金成の高橋さんが言ったように6万9,176と。これを、花山村が最低1名の議員を確保することに配慮した場合は、49.8人が必要ですよと。で、この49と考えた場合には、その場合には、下に、郡内議員報酬で高い町村の額を採用した場合には議長報酬が29万2,000円にしておいたと。副議長は24万1,000円だと。議員報酬は22万8,000円が、これが一番高いです。それで、年額報酬は、このとおりで、トータルで1億7,998万4,000円かかりますよと。

で、本則でいった場合には、同じ報酬で、1億1,000万何がし。これを4年間使いますと、ここに、4年間の差としまして、30人と49人を比較した場合には2億7,700万の費用がかかり

ますよと。

で、次は、全国町村会を出しております類似団体の報酬。これは、参考に、こういうふうな計算上なりますよと。

で、その49人をさらに仮に40人とした場合はこのようになりますよと。

で、その上に行って、これが40と38と35と定数特例の最小の人数30人と。

で、この定数特例の考え方の根拠としましては、やはり今までの議論と、あるいは町民のいろんな意見を聞きますと、やっぱりこの、最初からもう聞く耳持たずで本則論がありますし、その中でいろいろ議論しながら、意見の交換をすると、やっぱりなるほど、聞けば、1回にはちょっと我々も不安だと。で、やはり住民のアンケートの結果においても、「合併することにはいいんだけど、我々の声が直接行政に届くことが少ないのではないか」という心配を、何か町民の意見があります。であれば、やはり議会の議員というのはある程度確保しなければならないと。そうしたことによって住民が安心感を持つということから、こういう議員定数の、住民代表の方々と議会代表の方々の、何て言いますか、調整できる数字がどれかなと。これは、いずれ今からの議論になるでございましょうけれども、そういう考え方で、一応59というのは非常にあれなんで……、49っていうのはそうなので、いずれ私が考えるのは、40人ぐらいが住民等のコンセンサスが得られる調整案ではないのかなというので啓示しました。

以上です。

高橋義雄委員長 はい。

今栗駒さん、金成さん、志波姫さんから説明がありましたが、栗駒さん、金成さんともに小選挙区と。まず、町村ごとの小選挙区制を1回の設置選挙ではとると、そのような私案の説明でありました。

それから、志波姫さんは違いますね。小選挙区でなく……

遠藤 實委員 小選挙区制度とってね、次のね、なにがね、私も難しいのではないかなと私は考えて、一応選挙区を一円に1区にして、ただし、そういうことも配慮する必要があるという考え方から、この40なら40という、参考のために38と、こういうふうに書いたんだけど、この数字をとっていただければなど。

高橋義雄委員長 いずれもですね、これは、本則定数を主張される方々に対するという言葉では、本則定数に対してですね、妥協できる案としてはこれくらいかなというような感じの説明であったと思いますが、他に、今栗駒さん、金成さんは、ご自身は本則定数を主張されてきておる訳であります。（「すみません、委員長」の声あり）

はい。

高橋光治委員 「栗駒」とか「金成」という言い方でなくて、「千葉委員」とか「高橋委員」というふうに。

高橋義雄委員長 はい、はい。語りやすいもんだから、ごめんなさいね。

はい、栗駒の千葉委員、それから、金成の高橋委員についてはですね、本則定数を主張されておられると。その方から妥協的な案が出されたらと、こういうこととございまして、遠藤さんの場合は、定数特例の主張をなさっておるこの方のご意見です。

他にありませんか。（「はい、いいですか」の声あり）はい、白鳥さん。志波姫の白鳥さん。

白鳥一彦副委員長　よく見ましたら、小さい町・村ということでの考慮の考え方で発想されておりますので、その中で、今提出された資料のなんかを見ると、やっぱり小選挙区制という考え方が多いようなんですけれども、それは、考慮してあげてやっているということで、そういった場合に、その考え方について、どの辺までが小さい町だという切り方は難しいと思うんですけれども、そこら辺の町村代表の方々は、どのように思われているか。「そういうのは考えてもらわなくてもいい」とかというのであればやりやすいでしょうし、ご意見を。

高橋義雄委員長　はい、千葉さん。

千葉伍郎委員　はい、栗駒の千葉ですが、この質問の仕方がちょっとおもしろくないですね。かみ合わなくなると後で困るからね。

規模の小さい町村にも、最低でも法律で許されている1期4年間は議席を確保して欲しいのだと、こういう主張をすれば、当然どこで選挙区をくくるかという、旧町村単位にくくるか、あるいは前にも提案したことでもあるんですが、ブロックごとにするかですね、この方法しかないんですよ。あとはもう一つ選挙区しかないんです。だから、私は、議会代表の皆さん方の3分の2の方々が、小規模町村ないしそういうものに配慮して欲しい。したがって、定数特例というお話があるものですか。しかし、定数特例を全面的に押し出していけば、先ほど言ったように、1人の議員の格差というものが出てきます。それは、花山を1にした場合は50なくてね。これでは、住民の皆さんが30と言っているのに、50というのはとてもなじまないだろうということからすると、原則30なんだけれども、原則30で議席をやるだけだけれども、しかし、現実の問題としてこの2倍を超える格差があると。これを是正してぎりぎりの計算をすると、8補強をすれば、38とすればある程度の形にできるのかなというのが一つです。

それから、対等合併だから、高橋委員さんの話ですが、対等合併だから30を三つずつ分けろという、まあ、これが対等だと、対等の考えだかどうだか私もちょっと戸惑いますが、そうじゃなくて、言ってみれば、一番対等なのは1選挙区30なんですね。あるいは24でも1選挙区なんです。それやれば対等なんですよ。ところが、1万2,000あるところもね、1,300あるところもね、3名と5名の違いだという形でね、議会さ持ち帰ってね、議論したらば、とても今のような対等合併という論理がね、まかり通るかって言ったら、ちょっと私は難しい。花山さんから出したやつよりももっと厳しいやつですね。茂泉さんから出されたやつよりもっと厳しい。

仮にそうなると、私の方の議会に持っていった時には、「だったら、いっそのこと30の1選挙区でやれ」という話にね、また戻ってしまう可能性があるのでね、今この質問の仕方と、議事進行と質問の仕方についてはね、いや、話の仕方として、小規模町村とかそういうところに配慮しなくたっていいということにいくのか、あるいは、そうじゃなくて、やっぱりこの全体の中ではそういうことも配慮すべきだという意見の集約になるのか、これによっては対応違うと思うんです。大きく違ってくる。町が大きいからなるなんて話じゃないですからね。何も花山の人が栗駒町さ来て票持っていったって一向構わないことだから。

だから、問題は、やっぱり今議論されて積み上げてきた資料は、私が、小規模町村にも配慮すべきだという論理を組み立ててきて今日来た。「それはしなくたっていい」と言うのであれば簡単なんです。これは、30であろうと24であろうと、何ぼでもいいんですよ。

高橋義雄委員長　　ですから、あと、他にご意見ありませんかと。(「はい」の声あり)はい、花山の中條さん。

中條彦登委員　　花山の中條でございます。

私は、住民代表といたしまして、村民の意見交換が23、4と2日間やりました。それが3回目でございます。3回目ながら、最初からですね、花山の住民は、やっぱり脇の町から見ますと1,700という人口でございますから、大変、何ていうか、最初からやっぱり心配はこの議員の定数ですね。なぜその心配をするかということは、花山の面積は各町村の5倍も6倍も大きい。そして、住民も散乱しておりますし、合併した暁にはね、中央からこういう散乱している住民にまで浸透するのかなというのが一番問題になりました。

それですね、例えて言いますと、合併して、花山から1人も議員がいないと。一家に例えて何すれば、嫁御が来ても旦那殿が居ない。そういうふうな家族では、とてもこれからの先の生活は不安であるということ、3回ながら、住民の人たちに呼びかけられた訳でございます。

そういう点から見ますと、今お話、説明ありましたように、栗駒さんの千葉さんと金成の高橋さんの考えが、1期だけはこれはね、そういうふうな方向でいけば、住民の不安が解消できるのではないかと思います。

高橋義雄委員長　　千葉委員と高橋委員から定数特例について説明された訳ですけども、特に、本則を主張なさっておられる方々、何かご意見がありましたならば……(「はい」の声あり)はい、若柳の三浦さん。

三浦徹也委員　　三浦です。

私も住民の代表として参加させていただいておる訳なんです、この前のアンケートの一人一人の中では、本則を適用した方が住民の、多くの住民の声として多いのではないかと、こういうお話を申し上げながら本則適用ということをお話申し上げたんですが、我々住民代表が、この前の会議でありましたように、「数値をもとにして、この根拠となる資料を持ってきて下さい」と言われても、我々なかなか、こういう資料を持ってくるといことは難しい面がある訳です。

それで、お話し申し上げたいんですが、今主として本則か定数かの論議に入ってきていたと思いますが、住民代表の側からいたしますれば、意見は、もちろん本則を適用してもらいたいという意見が大部分だろうと思います。

だが、なかなか、この論議が3回もずっと続いてきましてですね、何回も続いてきまして、まとまらないとすれば、どこに妥協点を見出したらいいのかと、こういうことを考えてまいりました。

それですね、私は、今日の資料も含めて、議員さん方が作ってこられたこの資料は、数値的にはね、数を根拠とした資料としてはもう十分かなと私考えます。その上で、住民代表としてですね、なぜ住民代表は本則を主張するんだろうかと、こういうことをお話ししてみたいと思うんですが、この問題については、さきに任意協の時には、お分かりのとおり、厚い住民懇談会の資料が出てきている訳です。それを拾ってきて、この前第2回目の時に、私住民の声としてこの一つの資料を提出した訳です。住民の側からすれば、そういう住民の声は無視できないと。ですから、住民の声を大切にもらいたいんだというのが私の意見であります。その上に立って、住民は、行政改革とかですね、さらに、行政のスリム化など、あるいは財政の健全化を願っている声が多分である訳です。そういう観

点のもとに、前に千葉委員から出されました資料とか、あるいは本日出された資料をずっと見させて
いただいている訳でございますが、そろそろ妥協点を絞っていいのではないかと、こう考えまして、
本日出されたこの千葉委員さんの下の段の方の前の第1で出された合計50名というこの定数の欄が
ある訳ですが、これは、やはり花山さんを1と位置付けた上で、前の資料では基本定数を配列し、そ
して、選挙区によってすると、合計50名になるというこの資料があった訳でございます。

そこで、私は、今定数になっておりますけれども、当然絡めて、今お話に出てきました選挙区の問題
もあわせて考えていかないと妥協点が見出せないのではないかと、こんなふうに考えております。

そこで、この千葉委員さんの資料を使わせていただきまして、前の資料に、基本数を、花山を1と
した場合に、各町村に1名ずつ配分をいたしまして、残についてやっぱりまた配分が書いておいた資
料があった訳ですが、この基本数をですね、この50名という定数からさっ引きますとちょうど40名
になります。その40名をもってですね、選挙区を設定せずにオープンでこれをやったらどうなる、
こういうことを考えたのでございます。その辺も検討していただいて議論していただければありがた
いと思っております。

以上です。

高橋義雄委員長 石川さん。

石川正運委員 築館の石川です。

まず、この資料、金成の高橋さんから出していただいたこの数字を見ますとですね、本当に対等合
併、先ほど千葉さんも言ったように、私は、本則30の区割りなしというのが最初から議論の一番の
目標と言いますか、到達点はそこだなと思って議論しておりますけれども、こういうふうに、今若柳
さんからですね、いろいろこう妥協案というようなことも出ましたけれども、やはり、例えば、高橋
さんから言われた、花山を3とした場合の築館が5、これで、私は、それで納得できるのかなと。こ
れは、各町村そうだと思うんです。私は、まず、先ほど花山の中鉢さんが「村民の声」と言いまし
たけれども、築館の村民の声は本則30ですから。それで区割りなしというような。これは、自治体と
して大きいからそういう議論するのかなっていうんじゃないかと、村民の圧倒的な声がそうなんです。
そういうのを背景にしながらうちの特別委員会でも議論しながら、私は、この本則30の区割り
なしということを最初から、当初から主張している一人なんです、やはり対等合併だし、区割り等々
をやるとね、やはり合併した後の一体感がなくなるのではないかと。たとえ4年であってもね、私は、
言葉の表現は悪いかもしれませんが、最初の4年がそういうふうにしたからといって、その後
の4年後の選挙から当然本則の30、あるいは30を割るかもしれませんが、そういう形に当
然なると思うんです。

だとするならば、ここは苦渋の選択ではあります。確かに住民の方々も不安かとは思いますが、
私も、私聞くなりにはね、そんなに議員さんが減ったから心配はないというのが大方なんです。こ
のことを踏まえますと、私は本則30で区割りなしの主張をこれからもしますけれども、「妥協案」と
言われてもですね、どこに妥協するか、これからの議論だと思うんですけれどもね、やはりおのお
の町を立てればそちらが立たないというようなことになるので、私は、結果的には、本当に議論の末
は、本則30の区割りなしが一番対等合併にマッチするのではないかなと、こういう考えでおります
ので、こういう議論、考えに反対なり賛同される方の意見を聞きたいなと思っておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

高橋義雄委員長　　というご意見でございますが、はい、遠藤さん。

遠藤　實委員　　志波姫の遠藤です。

いや、今の石川さんの部分、私も当初は本則論だと。本則論、個人的にはですよ。

ただ、いろいろ、その後町民の方々といろいろな面で、どうしますか、どうしたらいいですかって言ってね、やっぱり本則論、何人かですよ、本則論が半分。やっぱりいろいろまた別な角度から見た場合に、やっぱり本則論ではあじらだど。少なくとも合併して、いろいろ、まあ3月14日合併して、3月16日からすばらしくなるという訳ではありませんので、いろんなことがある訳ですね。そうしますと、やはり住民の代表者である議員が一人もないというのは、これは不安だと。やはり4年間は、何て言いますか、町の将来のあり方、本当にそうなるのかあれなのかをやっぱり私たちも肌で感じたいと。そのために、やはり執行者が出ればいいというものでありません。あくまで監視機能である議会がある程度数を持って確保して、志波姫の将来を、本当に合併後の将来をある程度見て欲しいと。であれば、それは議会だと。で、やはり議会というのは、何人かは欲しいと。あと、今までの私の考え方は、やっぱりそういう訳で、なるほどそういう面もあるなということで、じゃあ、本則論でいくか、あるいは特例任期でいくかと。特例任期はなかなか非常に難しいと。であれば、本則以外の何かというと、定数特例で、やはり栗原全体を一つの選挙区として、花山さんを加味した数字が一番いいのですけれども、そうすると49人でしたね、49人の議員定数を確保しなければならないと。であれば、30と49の差というのはやっぱり非常に大きいと。ここの財政的な面として計算しましたけれども、少なくとも合併後4年間だけは、これは経費的にはかかりますよと。しかし、この金額で今のところ、例えば、栗原郡内の一番高いところでやってもこれだけの差は出ますよと。しかし、協議会で案として出るのは類似団体ということでございますけれども、合併した場合には、やっぱり類似団体まではいかなくとも、郡内の中での調整でいいのではないかと。そして、その4年間の中で、それなりに将来の栗原のあり方についていろんな意見持っている若い人も出てくるでしょうし、それに期待して、今回はこういう住民の方たち、はっきり申し上げて住民代表と議会代表ということで、この方々の意見調整というのは、私は、実際難しいと思いますよ。じゃあ、難しいのであればこれで分散する以外ないし、では、どこで調整をするかということ、やはりその数で調整機能を働かして、一つの意見集約した中で、私は、栗原郡の将来の議員の定数は、今後4年間についてはこれでやって欲しいという一つの集約した意見がこの定数特例の考え方だということを私は主張……、まあ、意見として出していきたいと、私はそう思います。

高橋義雄委員長　　はい。

はい、白鳥さん。

白鳥文雄委員　　一迫の白鳥です。

私は、最初から、原則としては30人以内の本則でという意向でずっと参加してきていますが、前回の委員会、それから、前回の委員会以降、各町村の人たちと個人的に会う機会がありましたので、そういったところで感じたことなども踏まえてお話ししますけれども、先ほど石川委員さん言われたように、やっぱり新しい市のスタートにふさわしい、郡民が一体となったスタートを切るのには、やっぱり本則30以内の議会もスタートして欲しいなと今でも思うんですが、ただ、人口の少ない、有権

者の少ない数町村の人たちが、議員が1人もとれないのではということ、かなりご心配もなさっているようですし、そのことが首長さんや議員さん方の合併に取り組む温度差にも、もしや影響してくるようであれば、これはまた大変大きな問題になろうかなということは今危惧しているところです。

で、不本意ではありますが、私個人としては不本意ではありますが、そういう状況が見えたとすれば、特例定数、できれば30人を基本とした試算なども出されていますけれども、これをたたき台にした特例定数での選挙もやむを得ないのかなという感じで今あります。

とりあえず以上です。

高橋義雄委員長 はい。「委員長」の声あり)

はい、どうぞ、津藤さん。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

今まで大分意見が出たんですが、私の意見を述べさせていただきます。

まずですね、基本的にはですね、この10ヶ町村の合併ということは、とにかく財源的なものがあってこういうふうに合併するんだというふうな形で、一番厄介といえば厄介なその、この議員定数の問題だろうと思うんです。

それで、これまでですね、10ヶ町村が持ち寄ってやってきた事業、広域関係ですね、これらについての事業は、10ヶ町村で基本割りと言うんですか、基本割りをまず出して、それに人口割りなりあるいは何らかの配分なりあって、さまざまな形でその町村割りでもってやってきた、そういう経緯がありますね。特に、中央病院などはですね、最近、平成12年でしたかね、完成されたものについてはですね、基本割りというのは、10ヶ町村一律に基本割り、同じ金額だったと思うんですが、それでやって、あと、利用率割りとか、あと、利用率ってなかった……（「なかったですね」の声あり）利用率割りとかですね、それから、人口割りとかという傾斜配分しているんですね。

私も、今の提出されたですね、資料を拝見させていただいてですね、確かに石川委員が言った原則30で垣根を取り払ってやるというのは、原則は分かります。これは、やはり中央であれば、要するに、連たん戸数、いわゆる関係なくした中央であれば、これは、それはそれで、私はそれで十分だと思います。

しかし、この10ヶ町村にですね、それが当てはまるかというような問題をちょっと考えてみますとですね、やはり先ほど高橋委員が言ったように、説明ありましたように、花山村さんにも住民がいるんだというような形で、それなりの議会運営なり、あるいはさまざまな予算的なものもこういう形でやってこられている訳ですね。それを今ここで全部、全て「はい、じゃあ、全部一律に30人で垣根を取り払ってやる」というのは、ちょっと私は無理があるんだろうと思います。

それで、私は、一つはですね、基本割りというような形で、例えば、10ヶ町村が、2なら2でもいいんですが、20人。それに、あと、人口の格差の問題を考慮してですね、傾斜配分をします。これが、例えば、花山が1にして、築館を3になるか5になるか分かりませんが、その上限の定数をですね、確定をされて、それでその配分をするというような形ではいかがでしょうかというふうな案なんですが。私は、決して今の状況で、それが30だったとしても、皆さんが「30でいいですよ」と言うのであれば30でもいいんですが、その辺でですね、私いいのかなというふうに思うんですが。

以上です。

高橋義雄委員長 はい、佐藤さん。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤です。

それで、これまで各、千葉委員さんを初め、高橋委員さん、志波姫の委員さん方、私案を出された訳でございますが、いずれの私案を見ましても、小規模町村、特に、当町高清水につきましてもそれなりの温情と言いますか、をいただいてですね、配分されたということについて、まず私は大変ありがたく思っておるところでございます。

で、我が町の特別委員会といたしましても、こうした傾斜配分、小さな町に対する配慮をいただきたいというようなことをぜひ申し入れて欲しいというようなことございましたし、そうしたことを勘案されているということについて、まずこういう意味ではね、こうした定数30プラスアルファの定数特例ということをご検討いただきたいということでもあります。

それで、この合併議論をする際に、県議会の先生方と懇談をいたした訳でございます。それで、今なぜ合併が必要なのかということをご説明いただいて、それについては、そのとおりだということと納得をいたした訳でございますが、土壇場に来てですね、しからば、この議員の定数についてはどうなるのかというようなことに来たときに、「いや、これではとてもないけれども、栗原全区30の本則」というような案を出されたものですから、「いや、それでは高清水町が、そうしますと、1人出せるか出せないかももう分からない状態になる。これでは、とても厳しい」と。

で、やはりこの財政の問題もあろうかと思う訳でございますが、これまで住民のために議員の果たしてきたものは一体なんだったのかということでございます。

で、各行政区の区長さん方、きめ細かにいろいろな住民の要望等について聞いてはいただいておりますが、最終的には、それぞれの議員が各地区にきめ細かく配置されておった訳でございますから、区長と議員が一体となって各住民の意見を行政の中に反映する努力を全部やってまいった訳でございますが、もし仮に、これが高清水から1人しか上がらないということになれば、当然小さな声が行政に反映をされなくなる不安があると。これだけは何としても防いで、防ぎながら防ぐ方策を考えて、栗原市政、市づくりに取り組んでいただきたいというような議員それぞれの考えがあった訳でございます。

それで、やはり30プラスアルファの対等合併、対等合併の定数の配分を平等の1割にするのか、あるいは、さっき委員さんから出ましたが、2配分するとかね、その辺いろいろこれから考えなくちゃいけないことだろうとは思いますが、最低やっぱり定数1の配分をしながら、あとは、有権者数の配分による1票の格差の是正を考えながら配分をしていただく方法を考えていただきたいなど。

そして、やっぱりこの1期、特例期間中、これは認められる訳でございますので、各小選挙区、町村単位の選挙を必要とするのではないかと私は思います。

と申しますのは、合併の将来構想の中で、全部ではございませんが、新市設置後調整をする、あるいは、あれは数年だったな、暫時の間取り組むとかということで、課題が非常に大きい訳でございますので、やはりそういう課題解決のためにも、各町の声をもっと市政に反映をさせるための選挙区設置ということは当然この特例期間を設置をして検討する必要があるのではないかなと、こう思っております。

以上です。

高橋義雄委員長 はい。

ええとですね、定数特例についての議論が出てまいりましてですね、当初ご意見を伺った際には「本則でいくべし」というご意見の方も2名ほど、定数特例も、まとめるためにはやむを得ないのでないかと、こういったようなお話も出てまいりましたが、その他にですね、本則を主張なさっておられる方々にもう少しご意見を伺いたいなと思っております。はい、佐藤委員。

佐藤重美委員 一迫の佐藤でございます。

私どもの一迫の特別委員会でもですね、先般の小委員会以後に委員会を開きまして、議員の皆さんのご意見を拝聴いたしました。で、その中でですね、やはりこのいわゆる本則30名という数が一つか二つ多かったんです。で、その他にですね、在任特例を主張する方、あるいは定数特例と、そうした意見が多々ございました。

で、そんな中でいろいろと皆さんのいわゆる本音ですね、そうしたものを聞きますと、やはり高清水の佐藤議員さんがちょっとお話ししましたが、今まで私ども議員として町のいろいろと行政に携わってきた、事業に携わってきた。そうした経緯の中で、「本則30人でしたらば、一迫はどのぐらいいいけるのかな」と、そうした心配などもございましてですね、「やはり定数特例の60人を」、一つの上限でございますけれども、「その中で数をいろいろとよく検討したらいかがかな」と、そういう強い意見も出されました。

それですと、先般讚岐市に研修に行った際にですね、5町合併ですけれども、その中で、一つの町が議員を1人も出せなかった町があると、こういうお話を聞きましたんで、実は、うちに帰ってから讚岐市の市役所の方に電話しまして、なぜだったのか、まさかね、立候補者が出なかったとは思いませんでしたが、電話して聞いたんです。そしたら、やはり定数に満たなかったと。乱立、その地域ですと、旧町村の中で乱立したためにその議員の確保がならなかった町があると、こういうことでございましたが、それはそれとして、その町の皆さんの意思でございますからそれはしょうがないとしましてですね、私もやっぱり定数特例ですね。60人の中に、例えば、さっきいろいろお話がございましたように、39人に、30人になるか、あるいは38なるか、あるいは50人になるか、その点はこれから詰めることとして、そうした点でひとつご検討いただければと、そんなふうに思います。

以上でございます。

高橋義雄委員長 他にありますか。本則を主張……。定数特例を主張なさっている方々はほとんどお話しいただいている訳ですが、大分妥協案をね、妥協するためには定数特例もやむを得ないのでないかというようなお話が大分出てまいりましたが、他にありませんか。本則をご主張なさっている方で。はい、はい、海老田さん。

海老田慶子委員 高清水の海老田です。

最初は本則ということで考えていたんですけれども、先般遠藤議員さんの方から、新しい市になったとしても40万以上の金額ですよ、新しいこの資料に出ていますよ。その金額でなくてももちろん構わないんだというようなことで、一応私も、そういうことであれば定数特例を使っても構わないのではないかなと思いはじめてきたんですが、ただ、今回花山さんの方からぱっと出されたのが、報酬額が44万とか40万とかだったので、全員が全員この40万にこだわっている方がいるとか、こ

だわらない方がいるとも限らないんだなというものありまして、ちょっと今どうしようかなと思っていたんですけれども、やはり今回の合併が、財政問題とかありまして、行政改革、財政改革、そういうものを含んでいる以上、そういうのをちゃんと考えていただいた上での定数特例であれば賛成したいと思います。

以上です。（「はい、ちょっと」の声あり）

高橋義雄委員長 はい、千葉さん。

千葉伍郎委員 大事なことですから1点だけ申し上げさせていただきたい。

安けりゃいいってもんじゃないんですね。財政があればだから安けりゃいいという話には私はちょっと受けとめないんですよ、そういうのは。

というのは、中にはですね、「いっぱい働いているもらう人だったらお金の糸目を付けませんよ」という人が現実にいる訳ですからね。そして、私もそうなんです、生活かけてやっている訳ですよ。365日議員活動していますからね。安けりゃいいって、今までね、栗駒町で22万幾らですが、手取りは15万ちょっとですからね。それでやってたらですね、「10ヶ町村みんなしてやりましょう」なんて言ったって、これは物理的にできません。そんなこと言ったってね。ですから、安けりゃいいって話じゃなくて、やっぱりもう少しね、類似町村などを含めてね、やっぱりバナナのたたき売りじゃないですから、やっぱり私はね、一定の数を一定の議会の運営上必要だということになれば、住民、学経の皆さん方もね、ある程度の歳出というのはね、容認していただかないと、これはもう……。「んだら、極端なこと言うと、半分にすれば60あったっていいのか」とか、あるいは「60以上あったっていいのか」と、こういう議論には私はならないと思っているんですよ。

ですから、余りですね、金額にこだわってというように、特別何倍ももらうという言い方じゃなくて、少なくとも類似町村並みのね、歳費はいただいていくと。そして、その分だけはきちっとやってもらうというね、論理に立たないと、私は、今の論理は……。まあ、一般の方々は、「なあに、議員勝手に好きでやってんでねえか」と言われればそれだかもしれませんが、そうは簡単にいかない訳ですよ。

ですから、やっぱり私はとにかく……

高橋義雄委員長 千葉委員、千葉委員、意見は意見としてですね。

千葉伍郎委員 意見言っておかなくてないからっしや。

高橋義雄委員長 いやいや、言うのはいいんだけど、海老田さんの意見は意見として伺っておくということで、それでいいじゃないですか。

千葉伍郎委員 いいけれども、それはちゃんと反論しておかないと。

高橋義雄委員長 はい、どうぞ。

菅原 登委員 鶯沢の菅原です。

私どもの特別委員会としましてはですね、市議会議員なので、やっぱり定数特例を使っていたきたいと。ただし、人数については、いろいろ計算はしてみたんですが、確定はしておりませんが、50人以内がまず、それ以下はこれからさらに検討するんですが。（「50人以内」の声あり）50人以内で、市議会議員ですので、選挙区を設けなくてやってはどうかというのが、我が議会の特別委員会の考えです。（「選挙区を設けない」の声あり）

しかし、いろいろな皆さんのご意見は賜りましたので、28日にまた開く、今日の報告事項等がありますので、今日の皆さんのご意見等をうちに帰ってさらに検討いたしますけれども、今までの我が特別委員会としてはそういう考えですので、一応伝えておきたいと思います。

高橋義雄委員長 はい。

ええとですね……（「よろしいですか」の声あり）はい、海老田さん、どうぞ。

海老田慶子委員 今回の千葉議員の意見なんですけれど、私、千葉議員のような方が30人いるんだっ
たら、「いいのね」の声あり）私、本当に大丈夫だと思います。千葉議員のような議員がなっていた
だきたいと思います、本則で。

高橋義雄委員長 千葉さん、千葉さん、あんた、エール送られたんだから、何か言いなさいよ。

千葉伍郎委員 温かく受けとめておきます。

高橋義雄委員長 ええとですね、5時になりましたが、もう少し続けたいと思いますけれど、休憩
します。

午後5時00分 休憩

午後5時05分 再開

高橋義雄委員長 会議を再開します。

それで、いろいろと本則……、「本則」じゃない、妥協案として定数特例を採用したらいかがかとい
う声がだんだんだんだん多くなってきたように思います。

それで、私の手元で勘定してみましてもですね、11名の本則主張なされた方のうちで5名が……
（「寝返ったってこと」の声あり）定数特例を、これは、本則ね、「まとめるためには」という、
これが条件付きであります、そういう意見が出てまいりました。

それで、「もうやめろ」という声もあるんですけれども、もう少し、本則を主張なさっている方でご
意見ありますか。（「はい」の声あり）はい、佐藤さん。

佐藤多恵子委員 栗駒町の佐藤と申します。

前回やっぱり給料面で質問して、金成町の高橋さんに相当手厳しくですね、「新市になったならば、
ぱりぱりと今までのこれは2倍、3倍の仕事をして、それに見合った給料を支払うべきだ」と。そし
て、何ていうんでしたっけ。私もうちへ帰っていろいろ考えたんですが、基本的には30人なんです
けれども、問題をはらんだ決め方というか、っていうのはちょっとまずいかなと思います。

ですから、選挙区、本当は選挙区を設けて、いろんな格差、そういうのは難しいかなと思うん
ですけれども、定数特例って今結構話出てますよね。何か私自身は、1選挙区で何十名かという定数特例
だったら、まとまらないんだったらそこに持って行って欲しいかなと。だから、その市民から「1票
の格差が」という問題が出て、こうってのはちょっとまずいかなっていう、そういうことです。

高橋義雄委員長 はい。すると、選挙区を設けないで、設けないで、1選挙区で特例もやむを得な
いかなと、そういうご意見ですね。

はい。

高橋光治委員 確認なんです、この合併する場合に、1票の格差っていうの、本当にこの施行規
則9条のやつが問題になって来るんでないですかね。私、そこだけはね、確認をしたいのね。全国的
に合併になってね、みんなそれも議論しているんですけれども、余りそこで議論していくとね、違っ

た方さ行くんでねえかと。私は、施行令の9条っていうものは、1回に限りね、格差の部分はないんだよと。ですから、政治的に決着ができるんだというふうに私は思ってますよ。この感覚が違うっていうのであれば、やっぱり計算機でねえとだめなんですけれども、私は政治家ですから、少しはね、そういうのは大胆にやっぱり切んねけねえという時は切んねけねえし、足さねけねえっていうのもあんの、基本です。

それから、今言ったように活性化の話をした時に、私は、ここにあってお金を出さなかったのはそういう意味なんです。これは、選挙することが基本ですという捉え方です、私は。定数3っていうのは、4人が立たないと選挙にならないんですね。1っていう花山の1はね、どなたかの村長選とかなくてね、もしかしたら私は無競争になるんじゃないかという心配をしてるの。これは活性化にならない。なぜかという、これだけ、1,300票の1をとれる候補者が花山の中に。私は小選挙区を主張してますからね、一つの。そうすると、それができないので、できればそれは3で、3っていうのは、私は基本的に30だから3なんですけれども、複数であることが必要だと。そして、選挙をすることが活性化だと。それが、私は、こういうことで全体がだめだということであれば、これは選挙をすることが基本ですから、先ほど、大変申し訳ないんですが、現職の議員が「これまでやってきたのを見るべきだ」という論法を私はとりません。それは、現職の議員が全部落選しても自治体は動くんです。普通の選挙でも。それを、議員がですね、152人が残るという感覚で私は出しているんでないの。新人さんがあと60人いたって、200人の中から選ぶという感覚で私は提起をしていますからね。そういう感覚をすると、選挙をする方法論というものを私は考えていくべきだと。それがなければね、活性化になりませんし、そして、私の考え方はもう一つあんですが、千葉さんから出たのさする訳ではないです。千葉さんがいろいろと29の定数を出すと5なんですよね、大きいところは、5、4とか。それを5にするとね、大きいところは足していませんけれども小さいところにだけ足しているだけなんです。ですから、「小さいところさ足すんだったらおらほも足せや」という議論じゃなくて、大きいところは、定数30でやったというつもりになれば、あとは、配分の関係で小さいところに1回だけは配慮すんだよと、こういう考え方をすればね、少し妥協点が出てくんのかなというのが私のこの考え方ですから、今日そういう部分もですね。

私計算できなくて何十万円っていうのではないんです。できれば優秀な人が出てきて欲しいためにあえて金額は出さなかったということでご理解いただきたい。

高橋義雄委員長 他にありますか。ご意見がなければ……。はい、後藤和廣さん。

後藤和廣委員 金成の後藤です。

私は、あくまでも原則30人一括オープン選挙を主張する訳でございますけれども、このまま両者ですね、「両者」という言葉使いますけれども、いってもまず決まんないでしょうね、いつまでたっても。あと5回、6回やっても決まんないです。

ただ、こういうふうに行っていると、あと、こういうこと言っちゃいけないかもしれないけれども、議員定数で10ヶ町村が栗原、手と手を取り合ってますね、合併協議会今まで来ている訳でございますけれども、この議員の問題で合併協議会からリタイアできる町村があるかもしれないということに危惧するかもしれません。いろんな調停案があるようでございますけれども、そういうふうな定数特例ですか、30人に近い定数特例も、これは委員長さんさっき言いましたけれども、妥協案とい

うことでやむを得ないのかなという。両者を相平等に入れますとですね、そういうふうな論法も必要になってくるんじゃないかと今思っております。

高橋義雄委員長 はい。

はい、長谷川さん。

長谷川厚子委員 じゃあ、座らせて…。

高橋義雄委員長 いいです、そのままです。

長谷川厚子委員 私も、30人原則ということで希望した一人なんですけれども、皆さんの今日のご意見を聞きますと、やっぱり歩み寄りがなければ一つにまとまんないのは十分に分かることなんですけれども、今までお話、議員さんたちの本当に苦労は身にしみて私たちも今回の件でも結構ね、大変ご苦労なさっているということはもうひしひしと分かります。そのためにも、市議会議員の選挙になればですね、やっぱり自分方の町ばかりでないとと思うんです。市になれば10町村見ていただくかならない、そんな気持ちに出していただけの人でなければ、市議会議員になってもやっぱり自分方の町だけでなく10町村見ていただくと、そういう気持ちの方の人たちが立候補していただければ、私たち住民のためにも納得できないところがあると思うんですよね。

それで、町村合併に当たりましてですね、皆さんに、こうやってきて最後までご苦労かけているということは、本当に皆さんの考えを酌み取れば、やっぱり原則ばかりではいけないかなという気持ちにも今回駆られました。

で、最低限度ですね、最低限度、限度30になっておりますので、最低限度に抑えていただける定数だったらという気持ちで今は思っております。

高橋義雄委員長 そうしますとですね、方向性としましては、まず、定数特例に話がね、妥協する。皆さん、本当に合併がね、壊れるのを心配する余り、定数特例もやむを得ないのではないかと、妥協案としてね、いろんな意見がありましたけれども、そのようなお話が大勢を占めたということには間違いないと。このことについては確認できますね。ね。(「はい」の声あり)

それですと、問題は、今度は区割りを主張しておられる方々がおる訳です。で、何名か私ちゃんと記録しておりますが、何名の方々からかは小選挙区の定数特例、小さな町・村に配慮してというような話がありまして、区割りも、各町村ごとの小選挙区制ということのお話もありましたが、これらは非常に難しい問題であろうと私自身も思っておりますが、何人ぐらいおりましたっけ。ちょっと事務局さん、調べて下さい。

お約束はですね、12月の11日の法定協議会に報告を目指すということで始まった訳ですけども、この次の、日程の設定にもよりますけれども、この次の協議会あたりで何とか形として決着できるような方法に行きたいものだと思う訳ですけども、どのような形にすれば決着するのかなと思って今悩んでおりますが、進め方として今後どのようにしていきましょうか。時間もね……(「私は、問題はね」の声あり)はい。

千葉伍郎委員 思い詰めたものはありますから、やっぱりね、今後、前回と4回目の経過を聞いておりますとね、大分ぶれておりますね、揺れている。いい意味でも悪い意味でも揺れています。行き着くところは選挙区の問題ですから、いわゆる小規模町村に配慮をしてもらいたいのか、するべきなのかということ、必ずしもそうでもない話になってきましたね。そうしますと、例えば、先ほど言ったよ

うに、定数30を超えた部分の定数特例の話出てますが、これは何の根拠もないんですね、これ。定数30を超えた部分の40なり39なりにして一つの選挙区だという議論をすればね、もう確率、カワラ宝くじではないけど、買えばどっちかさ当たるっていうね、30より39の方が当たりが、確率がいいぐらいの話であってね、これは、それこそね、住民に説明するのにもね、説明しづらいということでもありますので、特に、今日いらっしゃっている小規模町村の、前はね、「小規模町村に配慮して下さい」というのは7町村、議員の方であった訳ですね。この方々が揺れていますからね。「いや、別に小規模だからって配慮しなくたっていいが」と言うんであればね、やっぱり行き着くのは今度一つなんですよ。「選挙区だめだ」と言うんですから。そういう議論がね、かみ合うのかどうかっていうのを出示してもらった方が私はいいいんでないかと。

それから、もう一つ、それぞれ立場があって、そこから越えていく、学経の皆さん、住民の皆さんと議員の皆さん方が腹蔵のない意見を交換しようとしても、今言ったようになかなかあれだとすれば、公式会議でなくともね、たまたま委員長、副委員長がそれぞれ出身、別になっておりますので、懇談会程度の話はね、最も早い時期に設定をして、そして、学経の皆さんと議員方の意見のすり合わせが、持ち寄って、そして、委員長、副委員長を中心にして、妥協案を示すことができないか、ここまで考えてもらえれば、落とし所が大体決まってくるんでねえかなと。今ここで20人で、日が替われば日替わりメニューにね、どんどんどんどん変わって行って、どこさ落ち着けたらいいかさっぱり分らないですよ。メモをしていても。そういうこともありますので、そのことも一つ選択肢として考えたらどうかと。

高橋義雄委員長　だから、んだね、学経の皆さんと議員さん方と別々にお話し合いをして、すり合わせしていくと、こういうことだね。そのことを今おっしゃった訳だね。それは、考えてみてもいいとは思いますが。（「別々に、学経と議員が分かれて話をすることですか」の声あり）そういうお話です。（「はい」の声あり）

はい、どうぞ。

津藤國男委員　この委員会は、定数と任期を、こういう小委員会として協議会から付託されたものなんですよね。で、その中で今議論しているんだけれども、これ、議員と学識と分かれる意味がちょっと私ないと思うんですが、この辺は、この委員会の中で結論出して構わないんじゃないかなと思うんですけれども。分かれる意味がちょっと私分からないんですけれども、もし、あれなら。

千葉伍郎委員　24日の基本になっているやつは逆になっているんですね。議員の人たちは、3分の1が原則、3分の2の方が定数特例を主張されていた訳です。で、多少これは今日になって変更になっている分もありますが、住民代表、学経の方々は、逆に3分の2が定数を主張されておった訳です。残りの3分の1っていうのは定数特例を主張されていましたが、これが全く逆さまなんですよ。逆さまですから、それぞれの流れが変わってはきつつあるものの、どっかの中で共通点を見出す努力をするためには、公式でなくて非公式の意見交換を、委員長、副委員長はそれぞれ出身別違いますので、そこを中心にしてやってもらって、委員長、副委員長で意見調整したらどうだという話で、私は何もね、割つつあいてね、裂いてね、こうだという意味で私は言ってんでないです。なかなか本音と建前論が持っているようですから、もう一回ぐらい調整してみたらどうかという気持ちがあって言っている訳です。

高橋義雄委員長 ええとですね、ちょっと今調べてますけれども、区割りを主張された方、ちょっと手を挙げてみてくれませんか。(「小選挙区の」の声あり)小選挙区。(「町母体でね。旧町の単位で」の声あり)

千葉伍郎委員 旧町村単位をですね、旧町村単位。

茂泉文男委員 私はそうです。

佐々木幸男委員 私もね、私もですね、もし定数になればですね、定数になれば、区割りです。

高橋義雄委員長 区割り。

佐々木幸男委員 はい。

高橋光治委員 さっきのやつね、私のやつなんだけれども、そういうふうにすると1票の格差の話がいっぱい出てくるんだけど、どうなってますとかというのが全然聞かせられないんだけど、俺の勝手な考えでいいのすか。

高橋義雄委員長 それでは、説明してもらいます。

高橋光治委員 いいんでしょう。(「いいと思うよ。」の声あり)

高橋義雄委員長 もう一回手を挙げて。「各町村ごと」という方の人。

千葉伍郎委員 最初の提起はね.....

高橋義雄委員長 8名だね。

あとはオープンでいいんですか、皆さんは。(「はい、いいです」の声あり)

という意見の分かれ方ですが、今度、数と、区割りあるかないかの議論ですね、今度はね。(「あのね、いいですか」の声あり)はい。

茂泉文男委員 なぜ町村単位での小選挙区かというのは、定数を60にしないと花山が一つもとれないという現実です。大体0.6人ぐらいですから。それはね、優秀な人材がいてっしや、栗原郡全部ね、遊説して歩いてとれるということであれば、それはね、そういう論議は成り立たないです、もう。現実の問題としてっしや、まあね、親戚以外はね、ほとんど来ないと思うよ。

高橋義雄委員長 もちろん、ああいうふうにな、今言われた方々は、小選挙の区割りを主張される方は、1期限りと、1回限りと。(「決まってないよ」「定数特例は1回だけですよ」「1回限りっしや」「定数特例は1回限り」「使えばだめなの」の声あり)だから、特例はそうだけれども、次、次だって区割りできるんだよ。何もそれ以内で区割りできるでしょう。そのこともちゃんと考えてね、下さいよ。

千葉伍郎委員 その先までをどうすっかはね.....

高橋義雄委員長 いやいやいやいや、ほんだってね、俺はそうだと思うんだな。(「委員長」の声あり)はい、はい、佐藤さん。

佐藤幸生委員 それでね、この区割りをなぜ考えて欲しいということを私どもは訴えているかというのは、実は、他の町村でもあるかと思うんですが、私の場合は、高清水にはなっていますが、前は清滝なんですよ。それで、昭和30年に分村して高清水に合併したんですが、それで、旧清滝の一部の方々は古川市になったんですよ。それで、市になって、市議会議員の選挙は全区ですから、2人立ったり1人立ったりするんです。ところが、なかなか当選させることができかねているのが実態なんですよ。ここんとこ約40年間というふうにな、1回ごとに送ったり落選したり補選で上がったたり

なんかしてるんです。ああいう状況を見ているから、やはり宮城県で一番、合併すればまず広いというようなことですね。それから、財産もですね、土地も山も、山ももちろんありますし、それから、これからどのようにでも活用できる財産が非常に私は豊富な栗原だというふうに私は思っているんですね。そういうことからすれば、やはり人口だけじゃなくて、そういう地域的な利をいかに市政に反映をさせるのか。そのためには、ある程度地区のバランスをとれた形で議員を選出をさせる方策をやはり考えていくのが栗原の選挙の私はある方じゃないかなと私は思っているんです。だから、当面そのブロック単位の考えなければいいと思いますが、特例期間の4年間は市政に各町の独自の行政を推進してきた訳です。で、まだ議論されていませんが、特に、それぞれ各町村の意向を行政にというようなことで、独自の教育であり、あるいはいろんなハードの部門の事業であり、あるいはいろんな地域づくりの中に独自のものがあろうかと思いますが、それをいかに栗原市の市政に反映をさせるようにこの4年間取り組むかということをややはり考える選挙制度というのがやはり、これは認められたものでございますから、4年間は、最小限度このまず小、町村単位の選挙制度を望むというようなことを私どもは考えておる訳です。

以上です。

高橋義雄委員長 はい。

では……、はい、はい、三浦委員。

三浦徹也委員 今回の考え方も、地域からすれば……、あっ、三浦です。当然だとは思いますが、前の回にもちょっと話したんですが、選挙区を町村ごとに設けるのは、地域の声を反映させる、市政に反映させると、そういうことについてなんですが、これは、やはり合併に当たって法に位置付けられているこの地域審議会が出てくる訳ですね。この前もちょっと話したんですが、地域審議会の機能というものを考えていけばね、当然市政に反映していくんではないかと、こんなふうに考える訳です、我々住民の側から立ちますとね。だから、私たちは、定数においてはこうです。定数においては、ある程度妥協点を見出しながらも、選挙区については、そういう地域審議会の機能ということを考え合わせていけば、当然選挙区を設けなくてオープンでやると、そういうことになりはしまいかと、こういうことでお話し申し上げたんです。

高橋義雄委員長 はい。

はい、遠藤さん。

遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

選挙区を設けるのは、「合併特例法で大合併した場合には、選挙区、人口に関係なく選挙区は設けられますよ」というのが来てんだね。「ただし、1期4年後は、人口に比例して1票の格差がないような選挙区にしなければならない」となる訳だね。（「そう、選挙区設けて」「本則でやればな」の声あり）だから、合併の時はいろいろな問題があるから、それは人口に関係なく、とにかく全部割り振りできるんだから、それは特例法で認められると。ただし、次の選挙は、必ず人口に比例して選挙区を見直さなければならないと。あるいは、定数を人口に比例してやらなければならないっていう、そいなのが残る訳っしゃ。その時果たして、今までいたものをね、「おらほからも1人の枠ある、2人があるから」ということで議論なってくると、次の議会が大変でしょう。執行者は大変だろうなという私自身考える訳っしゃ。（「そこまでは心配...」「心配することはないね」の声あり）そこまで心配することは

ないと。だけれども、ただ、それもね、ひとつやっぱり我々がそういう決め方をしていくとね、やっぱり責任を感じる訳っしょね。

あと、現在今の三浦さんの地域審議会の果たす機能ね、地域審議会がそれだけの権限を与えられると議会は要らなくなる訳っしょね。（「権限ないよ」の声あり）それは、権限を与えられれば、議会が何のための議会だか。やっぱり議会でね、執行者に提案されたものをいろんな角度から議決したことを、やったかやらないかとだけを見るだけの権限しかないのではないかなと。だから、私も地域審議会、やっているけれども、余り地域審議会はね、いろんな審議会と同じで、「まあ、こういうことになりました」という報告されて終わりになるのかなというふうな心配はしているんです。（「委員長、だめです、これでは」の声あり）

高橋義雄委員長 いや、今日は締めっから。

千葉伍郎委員 言葉を変えたってね、言葉を変えて幾ら話してもね、根底に持っているものが譲らない限りはね、妥協点なんてのはだめなんですよ。ですから、合併後の4年後の5年先のことをまた議論すると言えさ、その点やればですね、極端なこと言うとね、4年間やってれば、その中で当然選挙制度をどうするかというやつは当然現職議員の中では出てくるんですよ。法的に30は上限って決まっていますから、24にすっか26にすっかは別にして、選挙区ではやり方が決まってくるよ。これは5年先の選挙区のあり方については、当然議論するところは別なところで議論するんですよ。そこまで今回議論したらですね、私はね、とどめもなく議論が発展していく可能性があるだろうと。（「そこまでね」の声あり）そこまでね、触れる必要もないと思うんですよ、ここは。

高橋義雄委員長 はい、長谷川さん。

長谷川厚子委員 先ほども言ったんですけれども、市議会議員っていうのはやっぱり10町村見るのですから、最初からスタートしていただかないと私たちはちょっと。みんなの顔も、市議会議員の顔もやっぱり全部くまなく回っていただいて、みんなに顔を覚えてもらうのも一つだし、それを、基本配分をね、1名ずつなり置いて対処できないの。（「できません。それがルールです」の声あり）

高橋義雄委員長 計算上ではできるんの。（「ええっ」の声あり）「できない」って、計算上ではできる。（「計算上でもだめさ」の声あり）そのために……

長谷川厚子委員 希望とすればね、各町村に1人、最低でもいてもらうといいもんだから。

高橋光治委員 計算上は、3町以外は皆、落選になんの、計算上は。

高橋義雄委員長 そんなことないな。例えば……、まあまあ、それはまあいいですよ。

はい、石川さん。

石川正運委員 私は、本当何回も言うんだけれども、本則なんですけどね、いわゆる本当に、先ほど千葉さんも言ったように、前回とは大分こう変わっているんですよ。これも、何とかまとめようという考えの中で、いわゆる本則を主張、以前は本則主張した方も定数特例に今変わっている訳ね。私も、皆さんが意見が、総意がそうであれば、そういう形の中で。ただ、数の問題でこれから議論するとは思いますが、やはり定数特例、これは人数はまだ決定はしませんけれども、そういう中で、今度は、「おらほから出ないからね、小選挙区だ」とか、こういう、どこまでいっても妥協案、妥協案でやること自体がね、果たして合併後において、あるいは町民の方々が「これは本当によかったな。ベターだ」と思うかどうかね。まず、基本的な合併を、なぜ合併なのかということから考えれば

ね、もう少しやはり、定数特例まではお互い譲り合っただけでここまで進んできたと思うんです。私は、選挙の区割りについては、やはりオープンにしてやった方がいいと思いますよ。逆に、先ほど誰かさんも、白鳥さんでしたか、津藤さんでしたか、あったように、讃岐市では、本当に票数あるところから立候補したんだけど誰もとれなかったと。こういう現状を踏まえれば、例えば、区割りにしたって、そこから何人も乱立されればね、出ないってことも、当選できないってこともあり得るんですよ。そういうことを私は、本当に対等でね、対等でやるとすれば、オープンでやった方が、俺、よほどいいのではないかと。だって、民意の反映はその方がいいと思いますよ。

高橋義雄委員長 はい、それではね、今日のところは、何ば議論したってまとまりませんのでこの程度にいたしますが、とにかく再確認をいたします。

まず、今日の議論の中で、在任特例ね、在任特例の方向で……（「在任」「定数」の声あり）在任… …、あっ、定数特例。定数特例の方向で意見が固まったという確認でいいですか。（「済みません」の声あり）はい。

千葉伍郎委員 済みません。あのね、私は先ほど来から言っているように、小規模町村に対して配慮するということになれば、当然選挙区制というのは出てくるはずですよ。したがって、「いや、そいつは要らないんだ」と、「全体からやるんだ」というとね、これ、「原則30」となっちゃうんですよ。（「そうなんだよ」の声あり）30から超える分なんていうのは何の理屈もないんです。（「それはそうだ」の声あり）私は、そういう議論からすればね、今日「『定数特例でいきましょう』ということが全会の一致です」ということを確認するのであれば、私はだめです。

高橋義雄委員長 だめです。

千葉伍郎委員 はい。

高橋義雄委員長 それでは……（「そのとおりです」の声あり）

選挙区を設定しない（「定数特例は」の声あり）定数特例はだめと、（「はい、だめです」の声あり）こういうことです。

それでは、先に、今度は選挙区のことについて議論しなければならないと、そういうことになりますね。でしょう。（「そのとおりです」の声あり）選挙区を定めるかオープンにするかの議論をしなければならない。そのことを確認します。（「そうだね」の声あり）そういうことで、今日は、長い間、時間、会議をしましたけれどもね、とにかくその小選挙区を定めるか定めないか、この次は……。この次の日にち決めますか、先に。（「そうだね」の声あり）日にち、いつにしますかね。（「あの、ひとつお願いでいいですか。委員長、済みません」の声あり）

はい。

高橋光治委員 ええとですね、先ほど私の中でも言いましたように、私は、10町村の小選挙区でいいですよ。それから、補選の関係については一つだよと、こう提起しているんです。皆さんはそいつはねえですけども、考え方としてですね、定数が1になった時の、その後の補充とかそういうものというのはどういうふうになっているかってやつは、私も勉強すればすぐ出てくるんですけども、事務局あたりも勉強して欲しいんですが、いかがですかね、それは、8分の1とかなんとかの関係。この辺が、選挙区を設けるとしても、定数との絡みとして必ず次の時に議論なると思うんです。その時に答えられる調整の中で、先進事例とかいろんな部分を調べておくべきではないかと私は思うんで

すが、いかがですか。お願いしたいんです。

高橋義雄委員長　では、答弁させます。

濁沼事務局次長　今の定数1の選挙区を設けた場合、欠員が生じたら補欠選挙です。

高橋義雄委員長　補欠選挙発生すると。

高橋光治委員　だから、そうすると、さっき言いました私の提案の年一回なんかってというのは考えられるのですか。(「そうですか、これは。」の声あり)

鈴木事務局長　何かあれば当然。だから、例えば、定数1の選挙区……

高橋義雄委員長　定数1はだめと。

鈴木事務局長　もしなれば、あとは、当然公職選挙法に定められている何分の何を超えた場合は、当然……(「8分の1」の声あり)です。

高橋義雄委員長　はい。(「次回」の声あり)

～次回日程協議～

高橋義雄委員長　11月27日(木)午後1時30分一迫町活性化センターにおいて下さい。

それでは、日にちは決まりましたが、今回は、区割りについて、区割りのあり・なしについて協議します。そして、その区割りについては決めてもらいます。ある・なしについては。この次は。(「はい」の声あり)ね。

千葉事務局次長　それではですね、閉会の挨拶、白鳥副委員長さんの方からお願いしたいと思いません。

4 閉会の挨拶

白鳥一彦副委員長　今日の会議は、午後からのちょっと夕方に近い時間ということで、こんな時間遅くまでなっていました。

お互いの皆様の歩み寄り、そして、妥協案によりまして、前回よりもある程度また一歩進んだものかと思われまます。

また、今回は、協議会の前の午前中ということですがけれども、あわよくばそこで方向が決まればなんて甘い考えでもあります。そういった意味でも、それぞれまた持ち帰りまして、いろいろ考えていただきまして、次回の会議にはよろしくお願いしたいと思います。

今日はどうもご苦労さまでした。

5 閉会　午後5時53分　閉会